

記載例

道路自営工事承認申請書

工事開始の10日前までに提出してください。

令和**年 4月 1日

伊那市長 殿

申請者は、通常工事費用を負担する方です。

申請者 住所 〒396-8617 伊那市新田3050番地
氏名 伊那 太郎
TEL 有線75-0211



申請内容の問合せ、許可の連絡先です。必ず記載してください。

担当者 監理建設(株)道路河川課 天竜 誠
TEL 0265(78)4111内線216

道路法第24条の規定により、道路自営工事の承認を申請します。

あくまで道路敷地であり、私的な占有は認められません。

| | | |
|-------|---|--|
| 施工目的 | 共同住宅の出入口として歩道の切り下げを行うため 管理係に確認 | |
| 施工場所 | 路線名 | 市道 環状南線 ← 車道・ 歩道 ・その他() |
| | 場所 | 伊那市下新田3050番地 ← 接する土地の地番(又は道路地番) |
| 工事概要 | 工事種別 | 施工数量 |
| | 歩道切り下げ | 幅4.0m 縁石ブロック切下げ600×2本 縁石ブロック乗入600×6本、400×1本 |
| | 歩道アスファルト車道用に打替え | 4.0×1.5m 6.0㎡ 表層IAS20F 4cm、 上層路盤IM-40 10cm、 下層路盤IC-40 30cm |
| | | |
| 工事の期間 | 令和**年 4月20日から 令和**年 4月25日まで | ← 実際の工事期間を記入してください。 5日間 |
| 施工方法 | 直営・ 請負 施工業者 住所 伊那市西町3388-2 未定の場合は「未定」と記入し工事着手までに報告してください。 業者名 監理建設(株) 担当者 道路河川課 天竜 誠 連絡先 090-8617-XXXX | |
| 添付書類 | (位置図)、(平面図)、縦断図、(横断図)、構造図、(工事仕様書)、(公図(写し))、(求積図)、誓約書、同意書、(現況写真)、その他() | |
| 備考 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>工事の必要性が妥当か。 工事が道路自営工事基準に適合し、道路の構造、安全面、耐久性等に問題がないか。 を重点に審査します。</p> </div> | |

記載要綱

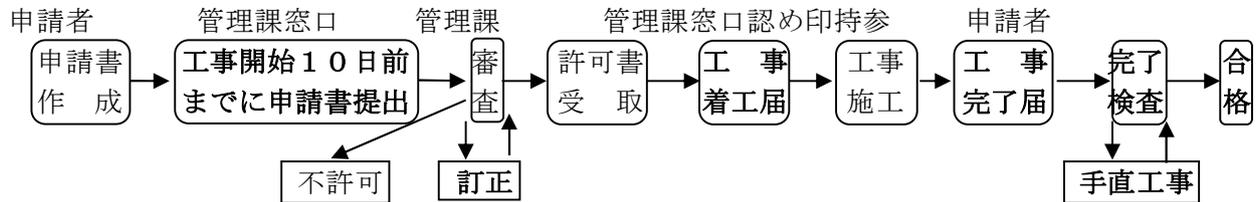
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地を、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載すること。「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 「工事概要」の欄には、「工事種別」として『歩道切下げ』『植樹帯移設』等の工事内容を、「施工数量」として延長、面積等の施工規模を記載すること。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。施工箇所が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他()」については、該当するものを○で囲むこと。
- 「工事の期間」の欄には、工事実施から完了までの期間を記載すること。仮移設等を含む場合は、復旧までの期間を含めて記載すること。
- 「施工方法」欄の施工業者が未定の場合には、その旨記載すること。また、その場合には、工事着手までに報告すること。
- 「添付書類」の欄には、添付した書類に○を付し、その他必要な書類を添付した場合には、その書類名を()内に記載すること。
 - 位置図：S=1/2,500程度の平面図
 - 平面図：現況及び完成後の平面図(S=1/250程度)、及び縦断図、横断図
 - 誓約書：施工後の施工箇所を道路管理者に引き継ぐ旨を確約した書面
 - 同意書：水路管理者、隣接地所有者等の関係者の同意を証する書面
- その他必要な事項については、「備考」欄に記載する。

道路自営工事承認申請について

伊那市以外の者が市道の工事又は維持を行う場合は、道路法第24条の規定により道路自営工事許可を受けなければなりません。

国道・県道の場合は、伊那建設事務所維持管理課管理係(伊那合同庁舎4F TEL 76-6847)に申請してください。

1. 申請から工事完了までの流れ～申請後、許可書の発行までは、通常1週間くらいかかります。



2. 申請書の作成について～申請書は正本、副本あわせて2部提出してください。

○必要な添付書類〈両面コピーなど書類削減にご協力ください。〉

- ・位置図（住宅地図など申請場所の案内図となるもの）
- ・平面図（方位、縮尺、工事位置、範囲、内容、道路と民地の境界等が明確なもの）
- ・縦断図（部位、縮尺が明確な図面。工事延長が短い場合は省略可能）
- ・横断図（部位、縮尺、また、道路掘削を伴うものは、道路復旧について明確なもの）
- ・構造図（部位、縮尺が明確な図面。横断図等で工事内容が明らかな場合は省略可能）
- ・工事仕様書（横断図等で工事内容が明らかな場合は省略可能）
- ・公図写し
- ・求積図（工事範囲の面積を計算したもの。平面図等に計算式まで記載があれば省略可能）
- ・誓約書<別紙>（自営工事後の土地、施設、工作物を伊那市に無償で提供し、市に帰属することを誓約するもの）
- ・同意書（工事に影響する道路側溝が、土地改良区の管理水路と兼用となっている場合など申請行為に特別な利害関係人がある場合）
- ・現況写真
- ・その他（申請行為が他の行政庁の許認可、処分が必要な場合はその許可証の写し等）

○おもな道路自営工事基準〈長野県の道路自営工事承認基準に準拠します。〉

- ・家屋・事業所から道路への出入口は、原則1箇所とする。出入口の幅員は、通常の出入りが乗用・小型貨物自動車等（乗車定員10人以下、車両総重量3.5以下）の個人住宅等は6m以下、普通貨物自動車等（車両総重量6.5t以下）の店舗、工場等は8m以下とする。
- ・出入口の舗装構成は、車道の舗装構成と同等とし、または占用工事復旧基準による。なお、歩行者等の出入りに限られるアスファルト舗装は、表層3cm、路盤10cmとする。
- ・出入口が道路側溝を横断する場合、既設の側溝断面、流水を阻害してはならない。そのおそれのある場合は、既存と同等以上の材料で前後の影響範囲まで布設替えを行うこと。
- ・出入口以外の場所から自動車が出入りすることを防止するため、必要に応じ民地側に駒止等を設置すること。

3. その他

- ・工事の実施に通行止めが伴う場合は、道路使用許可申請書に、道路自営工事許可書の写しを添付してください。（無許可工事防止のため）
- ・許可後の工事の変更については、速やかに管理課管理係に協議し、変更申請等必要な手続きをとること。

問い合わせ先

〒396-8617伊那市下新田3050番地

伊那市役所 管理課 管理係

TEL 0265 (78) 4111 内線 2512